

5 申告・納入に関すること

1 宿泊日は、どの日付を基準に考えればよいか。

A 宿泊日は、チェックインの日付が基準となります。ただし、レイトチェックインの場合等は、契約上の宿泊日とするなど、宿泊施設において、宿泊日として取り扱う日を宿泊日としていただいても構いません。

2 連泊する宿泊者に対して、日付毎の人数を出すのが煩雑なので、連泊の方は、チェックインの日付で人数カウントをしてもよいか。

A 宿泊税の申告の際には宿泊税納入申告書と、宿泊日ごとに税率別の宿泊数を記載した宿泊税月計表の提出が必要です。そのため、連泊の場合の宿泊数については、宿泊日ごとに計上していただきますようお願いします。

宿泊税月計表は、宿泊施設で作成・保管をする帳簿と売上傳票との整合性を確保するため、日ごとに税率別の課税対象宿泊数等の記載をお願いしているものですので、ご理解を賜りますようお願いいたします。なお、記載事項が宿泊税月計表と同様であれば、様式は問いません。

3 チェックイン時に精算しているのに、末日から初日にまたがる時、人数のカウントは末日でよいか。

A 一般的には、チェックインの日が宿泊日として取り扱われていると思いますが、そうでない場合は、宿泊施設の取扱いによりご判断いただきますようお願いします。

なお、宿泊数は、宿泊日ごとに計上していただくこととしていますので、事前精算の場合における連泊時の宿泊数についても、宿泊日ごとに計上していただきますようお願いします。

4 宿泊がない月は、納入申告書の作成は必要か。1か月の内に実働がなかった場合、月計表は必要か。

A 宿泊がない月でも納入申告書の提出をお願いいたします。納入申告書の各項目には「0」と記入してください。なお、宿泊がない月は、月計表の添付は必要ありません。

5 各種申告書等の電子データを送付してほしい。

A 各種様式につきましては、本市ホームページに掲載していますので、ダウンロードの上、ご利用いただきますようお願いいたします。

6 電子申告・電子納入は可能か。

A 令和3年4月1日から「金沢市電子申請サービス」を利用した電子申告を開始しています。手続き等詳細については、金沢市ホームページの「宿泊税電子申告の手引」をご参照ください。また、令和5年10月16日から、「地方税ポータルシステム(eLTAX)」を通じた電子申告・電子納入の対象税目・納入手段が拡大され、宿泊税に関しても、地方税共通納税システムから支払が可能となっております。

7 納入申告書と宿泊税月計表は、Excel等の指定フォーマットに入力して、メールで提出することは可能か。

A 納入申告書及び宿泊税月計表については、電子申告あるいは紙媒体での提出をお願いいたします。

8 申告額の訂正を納入後に行うことは可能か。

A 申告いただいた宿泊税額に誤りがあった場合、更正の請求をしていただいたうえで、更正を行うこととなります。

9 1か月ごとに納入するのは負担になるので、まとめて納入できるようにしてほしい。

A 宿泊税の申告納入は原則として毎月としていますが、一定の要件を満たす場合は、申請により、3か月ごとの申告納入とする特例を設けています。

10 複数の宿泊施設を管理していますが、まとめて納入することは可能ですか。
東京都のように将来的に合算申告できるようにならないですか。

A 宿泊施設ごとに申告納入していただきますようお願いいたします。合算申告の予定はありません。

11 納入に係る振込手数料の取扱いは。

A 次の金沢市指定金融機関等での納入の場合、手数料はかかりません。

(令和6年4月1日現在)

銀行	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山第一銀行、福邦銀行
信用金庫	金沢信用金庫、のと共栄信用金庫、 はくさん信用金庫、興能信用金庫、石動信用金庫
信用組合	金沢中央信用組合、イオ信用組合、横浜幸銀信用組合
その他	金沢市農業協同組合、金沢中央農業協同組合、北陸労働金庫、 石川県信用農業協同組合連合会、 東日本信用漁業協同組合連合会（石川支店に限る）

上記金融機関の日本国内で業務を営む全ての店舗（代理店を除く。）

12 金融機関の窓口以外で納入することはできるか。

A 令和5年10月16日から、地方税ポータルシステム（eLTAX）を通じた電子納入の対象税目・納入手段が拡大され、宿泊税に関しても、地方税共通納税システムにてダイレクト納付、インターネットバンキング、ATM、クレジットカードによる納入が可能となっております。

13 売り掛けの場合の宿泊税の納入は、入金された月の翌月となるのか、宿泊した月の翌月となるのか。宿泊日を基準にするのか、支払日を基準にするのか。

A 宿泊税は、宿泊客が宿泊した日を基準として申告納入を行っていただきますようお願いいたします。

14 宿泊者数を毎月末日で計算して翌月末日納入とあるが、締めの関係で、20日締、翌月末日納入とすることは可能か。

A 各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、翌月の末日までに申告及び納入を行っていただきますようお願いいたします。

また、申請により申告及び納入の期限の特例が適用された場合についても、対象期間における各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、6月、9月、12月及び3月の末日までに、それぞれ申告及び納入を行っていただきますようお願いいたします。

15 宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月での納入となるのか。

A 宿泊税については、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為のあった日が属する月に計上していただくこととなりますので、月をまたぐ連泊の場合は、例えば4月30日分を4月分に、5月1日分を5月分に、というふうに分けて計上してください。

16 帳簿は、サーバー上に電子データとして保存してもよいか。紙での保管が必要か。

A 特別徴収義務者が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して帳簿書類を作成する場合で、所定の要件を満たすときは、これらの電磁的記録をもって、帳簿書類の作成、備付け及び保存に代えることができます。

17 帳簿の保管について、現在エクセルを使用して帳簿を作成しているのですが、このデータを印刷し、紙媒体で保管することは可能か。

A 紙媒体で保管することは可能です。

18 宿泊施設を休業（廃業）する場合の手続は。

A 旅館業の許可事務を担当する本市衛生指導課に対し、休業（廃業）の手続を行ってください。その上で、宿泊税に関する手続として、宿泊施設営業休止（廃止）申告書を提出していただくこととなります。

19 宿泊数の申告の確認はどのように行うのか。

A 必要に応じて、税務調査を行います。

20 宿泊税のために、国税のようにホテルの経営情報等を全て開示しなければならないのか。

A 宿泊税条例の規定により帳簿に記載いただく事項は、宿泊年月日、宿泊料金（宿泊に伴う売上げとして、通常、帳簿等に記載されている額）及び宿泊者数と宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額です。

また、保存いただく書類としては、宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額の記載があるものです。

したがって、宿泊税の申告や納入が適正に行われているかを確認できる内容の保存等をお願いするものです。